

# 令和7年度採用

## 桑名市職員採用試験受験案内

### 受付期間

A日程：令和6年4月8日（月）から4月21日（日）まで

### 募集職種・採用予定数

1. 事務職	大卒以上	10人程度
	障害者対象・大卒以上	1人程度
2. 社会福祉士		2人程度
3. 保健師		1人程度
4. 技術職 (大卒以上)	土木	1人程度
	建築	1人程度
	電気	1人程度
5. 保育教育職	大卒・短大卒	3人程度
	職務経験者対象	3人程度

\*事務職以外の専門職種で採用された場合でも、在職中に一般行政事務職として配属されることがあります。

\*事務職及び技術職については、民間企業等職務経験者を対象に、令和6年度中に〔通年採用〕を実施予定です。そのほか、〔B日程（高卒以上の方向け）〕、〔消防職〕の試験案内については、市ホームページ及び公式LINEアカウント等で追ってお知らせします。

### 申込方法

申込方法 (インターネット)	<p>桑名市ホームページまたは桑名市公式LINEアカウントより申込</p> <p>※申込後、エントリー完了メールが送信されます。申込の証明となりますので、受験案内が届くまで必ず保存してください。<u>受験案内が5月1日（水）までに届かない場合は、人事課までご連絡ください。</u></p> <p>※お使いのスマートフォンによっては、メールが迷惑メールフォルダに自動的に振り分けられる可能性がありますのでご確認ください。</p> <p>※インターネット障害等を理由に申込できない場合は、人事課までお問い合わせください。</p>
受付の期間等	<p>4月8日（月）午前9時から 21日（日）の 午後11時59分まで <b>時間厳守</b></p> <p>※申込受付期間中は 24 時間いつでも申込みできますが、システム管理等のため一時的に使用できない場合がありますので、時間に余裕をもって申込みをしてください。</p> <p>※入力内容に不備等があった場合、電話もしくはメールにより確認することがあります。</p>
問い合わせ先	<p>桑名市役所 人事課（市役所3階） ☎ 0594-24-1126</p> <p>〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地</p>

## 1 事務職

市長部局、上下水道部、教育委員会事務局、議会事務局等において、行政事務全般に従事します。

(1) 受験資格 ※すべての資格要件を満たす方が対象です。

### ＜「大卒以上」「障害者対象・大卒以上」共通＞

- ①平成2年4月2日以降に生まれた方で、次に掲げる方
  - (ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業又は来年3月卒業見込みの方
  - (イ) (ア)と同等と認める方
- ②地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方（末尾「参考1」）
- ③国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方（なお、採用後の規制については末尾「参考2」をご覧ください。）

### ＜「障害者対象・大卒以上」を受験する方＞

- 次に掲げる手帳の交付を受けている方  
 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

(2) 試験内容等

	内容	日時	会場	合格発表（予定）
1次試験	グループ面接	5月15日（水）から19日（日）	桑名市役所本庁舎	6月上旬に 受験者全員に通知
2次試験	SPI3	6月中旬の10日間のうち受験者が 選択する日	リクルート テストセンター	7月上旬に 2次受験者全員に通知
3次試験	個別面接	7月下旬（予定）	桑名市役所本庁舎	8月上旬に 3次受験者全員に通知

◎各試験の可否については、市HPに合格発表を掲載するとともに、メールで通知します。試験合格者は、通知の内容に沿って、次の試験の受験手続を進めてください。

◎2次試験について、テストセンター受験時は、受験票（1次試験合格メールを受信後、事前エントリーし取得）と本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要です。

## 2 社会福祉士

市長部局等の社会福祉分野（児童福祉、介護・高齢者福祉、障害福祉、生活保護関連等）において、生活支援や自立支援、相談援助等に関する専門業務に従事します。

(1) 受験資格 ※すべての資格要件を満たす方が対象です。

- ①平成2年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士資格を有する方又は来年3月までに取得見込みの方
- ②地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方（末尾「参考1」）
- ③日本国籍を有する方

(2) 試験内容等 事務職（大卒以上）と同じ

## 3 保健師

市長部局等において、市民の健康相談、健康管理、保健衛生指導等に関する専門業務に従事します。

(1) 受験資格 ※すべての資格要件を満たす方が対象です。

- ①平成2年4月2日以降に生まれた方で、保健師資格を有する方又は来年3月までに取得見込みの方
- ②地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方（末尾「参考1」）
- ③国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方（なお、採用後の規制については末尾「参考2」をご覧ください。）

(2) 試験内容等 事務職（大卒以上）と同じ

## 4 技術職

市長部局、上下水道部等において、土木・建築・電気の各分野に関する専門業務に従事します。

(参考)

- 公共施設や上下水道等の維持管理・修繕
- 公共施設の設備に関する設計・監督
- 所管行政庁、施設管理者としての許認可・指導業務
- 空き家対策、耐震対策
- 都市基盤施設や農業基盤施設の整備・維持管理
- 資産活用等のマネジメント

(1) 受験資格 ※すべての資格要件を満たす方が対象です。

- ①平成2年4月2日以降に生まれた方で、次に掲げる方
  - (ア) 学校教育法による大学以上（短期大学を除く）を卒業又は来年3月卒業見込みの方
  - (イ) (ア)と同等と認める方
- ②地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方（末尾「参考1」）
- ③日本国籍を有する方

(2) 試験内容等 事務職（大卒以上）と同じ

## 5 保育教育職

市立保育園、市立幼稚園等において、保育や教育等の専門業務に従事します。

(1) 受験資格 ※すべての資格要件を満たす方が対象です。

### ＜「大卒・短大卒」を受験する方＞

○平成2年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を取得又は来年3月までに取得見込みの方

### ＜「職務経験者対象」を受験する方＞

○昭和49年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を取得している方  
 ○直近10年（平成27年4月1日から令和7年3月31日の期間）中に、保育／教育施設等で保育士／幼稚園教諭等として、保育／教育業務に従事する職務経験（※）が、通算して4年以上ある方

（※）職務経験とは、会社員や公務員等として、同一の事業所に週30時間以上の勤務を1年（12か月）以上継続して就業していた期間のことを指します。職務経験が複数ある場合は、その期間を通算することができます。

### ＜「大卒・短大卒」「職務経験者対象」共通＞

- 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方（末尾「参考1」）
- 国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方  
 （なお、採用後の規制については末尾「参考2」をご覧ください。）

(2) 試験内容等

	内容	日時	会場	合格発表（予定）
1次試験	SPI3	5月7日（火）～20日（月）の間で受験者が選択する日	リクルートテストセンター	6月上旬に受験者全員に通知
2次試験	実技試験 個別面接	6月下旬（予定）	くわなメディアライヴ（予定）	7月上旬に2次受験者全員に通知

◎各試験の合否については、市HPに合格発表を掲載するとともに、メールで通知します。試験合格者は、通知の内容に沿って、次の試験の受験手続を進めてください。

◎2次試験について、「職務経験者対象」を受験する方は、実技試験を免除し、個別面接のみ実施します。

◎受験者へは、令和6年度募集予定の任期付職員試験案内や、桑名市教育委員会より講師登録（幼稚園講師）案内をさせていただくことがあります。

## ◎合格から採用まで

- 最終合格者は、原則として令和7年4月1日に採用の予定です。
- 上記最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合等に合格者として繰り上げることがあります。なお、当該繰り上げを行う期間は令和7年3月31日までとします。
- 最終合格者のうち、既卒者の方には令和6年度中に採用する場合があります（任意）。
- 将来公務員としてふさわしくない行為、行動があった場合や、社会福祉士、保健師、保育教育職の方で、令和7年3月までに該当の資格又は免許を取得できなかった場合は、採用資格を失います。

## ◎その他

- 令和7年度採用桑名市職員採用試験において、同一の職種について日程が異なる試験を重複して受験することはできません。たとえば、桑名市職員採用試験〔A日程〕事務職を受験した方が、〔B日程〕や〔通年採用〕の事務職を再度受験することはできません。
- 桑名市職員採用試験は、市民の皆さんの貴重な税金を使って実施します。申込者は必ず受験するよう、お願いします。

## 給与、待遇等

種類	内容
給与	桑名市職員給与条例の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉等の諸手当を支給（令和6年4月現在、事務職職員の初任給（地域手当6%含む）は、大学卒で207,972円、短大卒で189,846円、高校卒で176,596円です。） 既卒者は、職歴に応じて、初任給が加算されます。 一例として、大学卒業後5年間民間企業で正規職員として勤務（フルタイム勤務）した場合に算出する初任給は、230,868円となります。
昇給	原則として1年に1回（昇給日：1月1日）
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで、1週間あたり38時間45分 （ただし、勤務箇所によっては異なることがあります。）
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 （ただし、勤務箇所によっては変則的な勤務形態となる場合があります。）
有給休暇	年次有給休暇は1年につき20日（採用年は15日）で、このほか特別休暇等があります。

## ◎参考1 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## ◎参考2 外国籍職員の任用に関する基準について

『公務員に関する基本原則』…「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

○桑名市においては、上記の基本原則に基づき外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

### 1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

【公権力の行使にあたる主な職務の例】

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、土地利用制限等

### 2. 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、桑名市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

## ◎参考3 過去の試験状況（A日程）

職 種	実施年（令和）	受験者数	合格者数	競争倍率
事務職	4	237	20	11.85倍
	5	145	22	6.59倍
事務職（障害者対象）	4	1	0	—
	5	6	1	6.0倍
社会福祉士	4	6	2	3.0倍
	5	2	1	2.0倍
保健師	4	—	—	—
	5	7	3	2.33倍
技術職（土木）	4	5	4	1.25倍
	5	6	3	2.0倍
技術職（建築）	4	7	4	1.75倍
	5	1	0	—
保育教育職	4	45	6	7.5倍
	5	31	4	7.75倍

（受験者数・合格者数の単位：人）